

長崎県交通安全母の会連合会補助金実施要綱

(趣 旨)

第1条 県は、交通安全に対する母親の役割の重要性に鑑み、長崎県交通安全母の会連合会組織の拡大強化と育成指導を促進するため、予算の定めるところにより長崎県交通安全母の会連合会に対し、長崎県交通安全母の会連合会補助金を交付するものとし、その交付については、長崎県補助金等交付規則(昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。)及び長崎県県民生活部関係補助金等交付要綱(平成19年長崎県告示第369号)に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の対象及び補助金額)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、長崎県交通安全母の会連合会の行う交通安全実践活動事業とし、補助金額は予算の範囲内で知事が定める額とする。

(申請書の提出期限等)

第3条 規則第4条の規定による申請書の提出期限は、当該年度の7月末日までとする。

2 規則第4条の規定による申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

- 一 事業計画書(様式第1号)
- 二 収支予算書(様式第2号)
- 三 補助対象経費内訳書
- 四 暴力団排除に係る誓約書(様式第2号の2)
- 五 その他知事が必要と認める書類

(補助の条件)

第4条 規則第6条第1項の規定による条件は次のとおりとする。

- 一 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、これを当該事業の完了の翌年度から5年間保存しなければならない。

(実績報告書の提出期限等)

第5条 規則第13条第1項の規定による実績報告書の提出期限は、事業の完了した日から30日を経過した日(同項後段の場合には、翌年度の4月20日)までとする。

2 規則第13条第1項の規定による実績報告書の添付書類は、次のとおりとする。

- 一 事業実施報告書(様式第3号)
- 二 収支決算書(様式第4号)
- 三 収支決算に係る事業費内訳

(補助金の交付)

第6条 この補助金は、概算払いの方法により交付するものとする。

附 則

この要綱は、平成18年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年度の予算に係る補助金から適用する。